

平成 28 年 10 月 31 日
学 生 部 学 生 課

平成 28 年鳥取県中部地震に係る日本学生支援機構奨学金

緊急採用・応急採用について

鳥取県中部地震により被災された学生およびご家族のみなさまには、心よりお見舞い申し上げます。

災害救助法適用地域で被災された世帯の学生に対して、日本学生支援機構の奨学金の緊急採用・応急採用が対応されますので、貸与を希望する学生は学生課までご相談ください。

記

1 災害救助法適用地域（法適用 10 月 21 日）

【鳥取県】倉吉市・東伯郡湯梨浜町・東伯郡北栄町

2 適用地域の準用

- (1) 災害救助法適用地域の近隣の地域で同等の被害に遭った世帯の学生
- (2) 災害救助法適用地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生

3 貸与の始期及び終期

〔緊急採用〕（第一種奨学金：無利子）

貸与始期 平成 28 年 10 月以降で申込者が希望する月

貸与終期 平成 29 年 3 月（※）

※平成 29 年度においてなお、第一種奨学金が必要と認められる者が、平成 29 年 1 月 10 日（火）までに「緊急採用（第一種）奨学金継続願」の提出した場合には、翌年度末（平成 30 年 3 月）まで貸与が継続されます。また、年度末ごとに同様の願い出を繰り返すことにより、修業年限の終了月まで貸与期間の延長ができます。

〔応急採用〕（第二種奨学金：有利子）

貸与始期 平成 28 年 4 月以降で申込者が希望する月

貸与終期 修業年限の終了月まで

4 提出書類

被災（罹災）証明書及び大学の指示する書類

5 その他

採用を希望する学生は、予め学生課窓口へご相談ください。

以 上